

令和6年分 年末調整についてのお知らせ

年末調整に役立つ情報は国税庁のこちらのページへ！
年末調整における定額減税に関する情報もあわせてチェック！

年末調整がよくわかるページ (令和6年分)

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

【お知らせ】
○ 源泉徴収義務者の「年末調整計算シート」(Excel)をご利用の税額計算を効率的に行うことができます。定額減税の制度の詳細については、「定額減税特設サイト」をご覧ください。

源泉徴収義務者
(給与の支払者)の方へ

給与所得者
(従業員)の方へ

年末調整手続の電子化

チャットボットに相談する

年末調整がよくわかる



源泉徴収義務者の方へ

年末調整の手順を案内するとともに、年末調整に関する「動画」や「パンフレット」など年末調整に役立つ情報を提供しています。

給与所得者の方へ

年末調整の概要、各種申告書の「記載例」や「記載に当たってのポイント」など、給与所得者の方に役立つ情報を提供しています。

年末調整手続の電子化

年末調整手続の電子化に関する情報を提供しています。

チャットボットに相談する

年末調整でお困りのときにご利用ください。
※公開期間は令和6年10月頃から令和7年1月下旬までの予定です。



詳しい説明 (パンフレット)

「年末調整のしかた」や「法定調書の作成と提出の手引」のパンフレットを提供しています。

各種様式・記載例

年末調整関係様式や記載例、法定調書関係様式を提供しています。

年末調整計算シート (Excel)

従業員の方の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などを入力することで、その従業員の方の年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。

※ ご利用には、Microsoft office Excelがインストールされたパソコンが必要です。

※ 令和6年分の各種情報については
令和6年10月頃に掲載します。

◎年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限

➔ **令和7年1月10日(金)**

◎年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限 (納期の特例の適用がある場合)

➔ **令和7年1月20日(月)**

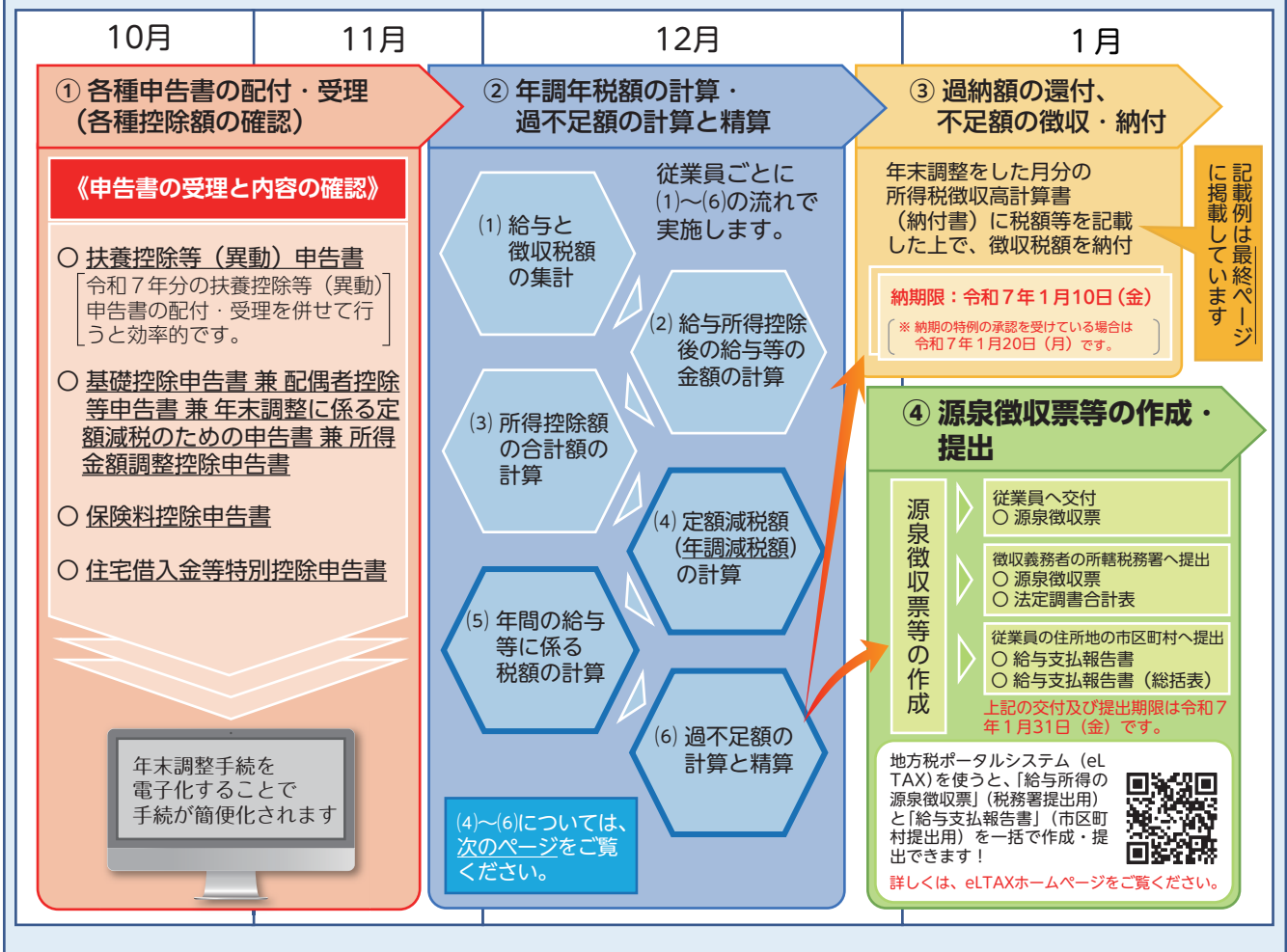
◎給与所得の源泉徴収票などの法定調書の提出期限

➔ **令和7年1月31日(金)**

年末調整のスケジュールや手順については、次ページをご確認ください。

◎ 年末調整のスケジュール

年末調整は、おおむね次のようなスケジュールで行います。



記載例は最終ページに掲載しています

次の様式等はここに掲載しています。



◎ 年末調整手続における参考情報

【A】年末調整計算シート

年末調整計算シート(Excel)は、従業員の方の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などの必要な項目を入力することで、その従業員の方の税額を自動で計算することができ、効率的に年末調整を行うことができます。

なお、控除対象扶養親族の人数などの入力、従業員の方から提出を受けた「給与所得者の扶養控除等申告書」などの申告書を基に行いますが、年末調整計算シートには、それらの入力のしかたや、専門用語の意味を説明するシートを設けています。

年末調整計算シート(令和6年用)は定額減税額の計算に対応しています

こちらの年末調整計算シートの②(1)~(6)は、上記「②年調年税額の計算・過不足額の計算と精算」の番号を示しています。

| 区分 | 金額(円) | 税額(円) |
|------------------------|-------|-------|
| 給料・手当等 | ① | ③ |
| 賞与等 | ④ | ⑤ |
| 計 | ⑦ | ⑧ |
| 給与所得控除後の給与等の金額 | ⑨ | ⑩ |
| 所得金額調整控除額 | ⑪ | ⑫ |
| 給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) | ⑬ | ⑭ |
| 給与等からの控除分 | ⑮ | ⑯ |
| 申告による社会保険料の控除分 | ⑰ | ⑱ |
| 申告による国民年金・厚生年金保険料の控除分 | ⑲ | ⑳ |
| 生命保険料の控除額 | ㉑ | ㉒ |
| 地震保険料の控除額 | ㉓ | ㉔ |
| 配偶者(特別)控除額 | ㉕ | ㉖ |
| 扶養控除及び障害者等の控除額の合計額 | ㉗ | ㉘ |
| 基礎控除額 | ㉙ | ㉚ |
| 所得控除額の合計額 | ㉛ | ㉜ |
| 基引課税給与所得金額及び算出所得税額 | ㉝ | ㉞ |
| (特定増定税率)住宅借入金等特別控除額 | ㉟ | ㊱ |
| 年調所得税額 | ㊲ | ㊳ |
| 年調還付額 | ㊴ | ㊵ |
| 年調減税控除後の年調所得税額 | ㊶ | ㊷ |
| 控除外額 | ㊸ | ㊹ |
| 年調年税額(㊶-㊸)×102.1% | ㊺ | ㊻ |
| 差引超過額又は不足額 | ㊼ | ㊽ |
| 本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 | ㊾ | ㊿ |
| 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額 | ㊿ | ㊿ |
| 差引還付する税額 | ㊿ | ㊿ |
| 本年中に返付する金額 | ㊿ | ㊿ |
| 前上のうち | ㊿ | ㊿ |
| 翌年において還付する金額 | ㊿ | ㊿ |
| 本年最後の給与から徴収する金額 | ㊿ | ㊿ |
| 翌年に繰り越して徴収する金額 | ㊿ | ㊿ |

【B】令和6年分 年末調整のしかた

年調年税額の計算などの年末調整手続の詳細については、こちらをご覧ください。

給与所得控除後の給与等の金額を求めるために必要な「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」などはこちらに掲載しています。

なお、こちらのページには以下の情報についても掲載しています。

源泉徴収義務者の方用情報…C

「令和6年分 年末調整チェック表」や「令和6年分 年末調整 Q&A」など、源泉徴収義務者の方が年末調整を行う上で役立つ情報を掲載しています。

給与所得者(従業員)の方用情報…D

「年末調整を受ける際の注意事項」や「各種申告書の記載例」などを掲載していますので、年末調整について、従業員の方へ説明する際にご活用ください。

◎ 年末調整における定額減税額の精算

本年の年末調整では、定額減税額（年調減税額）の控除を行うために**年調減税事務**を行う必要があります。**年調減税事務の手順は次のとおり**です。

※ 定額減税の概要については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。
 (定額減税特設サイト：<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)



1 年調減税額の控除対象者の確認

年調所得税額から年調減税額を控除し、毎月の給与等から控除した定額減税額の精算を行う対象者は、原則として「**年末調整の対象者**」です。

※ 基礎控除申告書等により把握した給与所得以外の所得を含めた**合計所得金額が1,805万円**を超えると見込まれる方は、年調減税額の控除対象者ではありません。

2 申告書の受理及び年調減税額の計算

従業員の方から受理した扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書等に記載された、年末調整を行う時の現況における**同一生計配偶者及び扶養親族の人数（いずれも居住者に限ります。）**を確認し、年調減税額を次のとおり計算します。

年調減税額 = 本人分30,000円 + 同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円

3 年調減税額の控除

対象者ごとの年末調整における年調減税額の控除は、住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。

※ 年調所得税額から年調減税額を控除するイメージは下段にある「年間の給与等に係る税額の計算等」をご覧ください。

4 源泉徴収票への表示

源泉徴収票を作成する際は、その「(摘要)」欄に次の例のとおり記載します。

(例) 年調減税額が90,000円、実際に控除した年調減税額が80,000円、控除しきれなかった金額が10,000円の場合

「源泉徴収時所得税減税控除済額80,000円、控除外額10,000円」

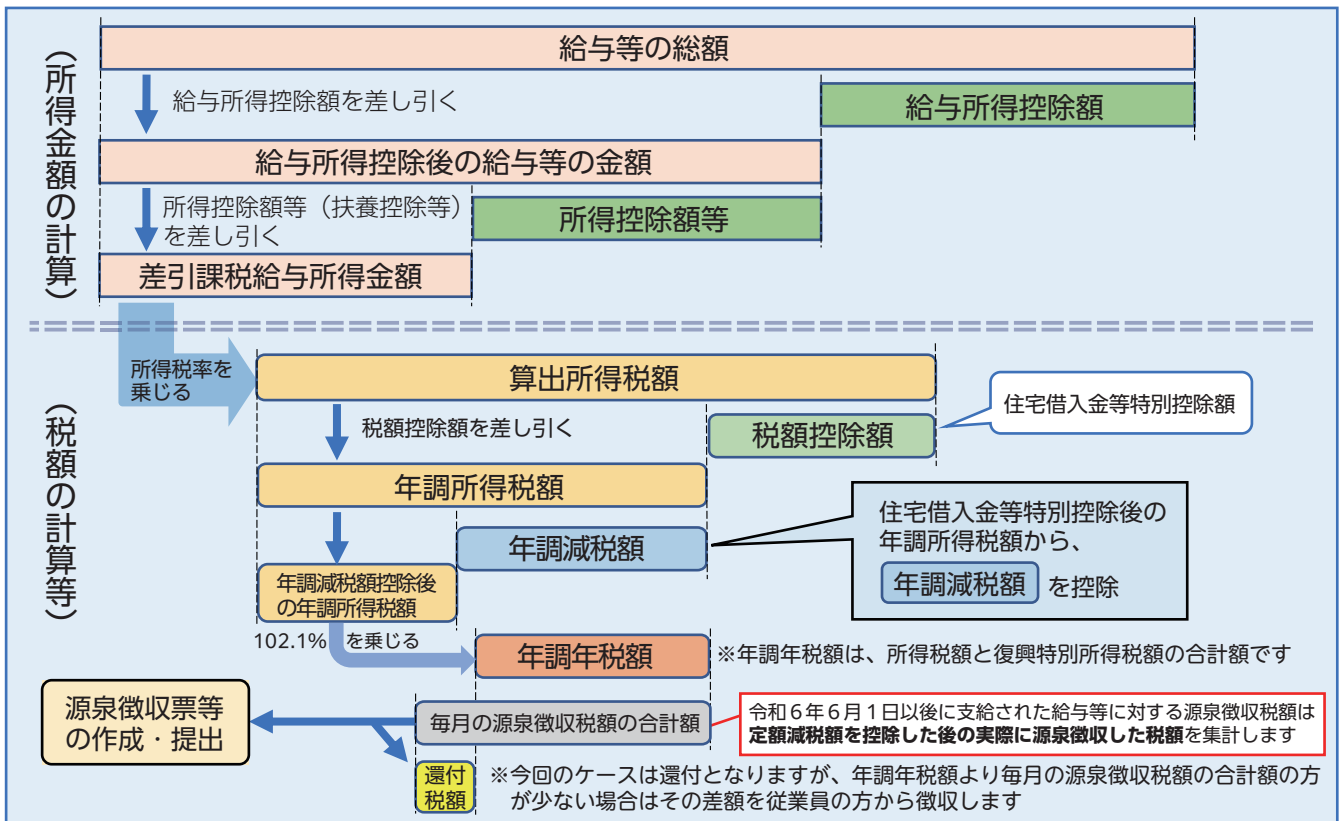
※ 合計所得金額が1,000万円超である従業員の同一生計配偶者分を加算の対象に含めた場合は、上記に加えて「**非控除対象配偶者減税有**」と記載します。

また、控除しきれなかった金額がない場合は、「**控除外額0円**」と記載します。

年調減税事務の詳細については「令和6年分 年末調整のしかた」をご覧ください。



◎ 年間の給与等に係る税額の計算等



◎ 所得税徴収高計算書（納付書）の記載例と税額の納付

○ 本年最後に支払う給与（賞与）について税額計算を省略した場合の記載例

《税額の納付について》

年末調整の計算が終わり、過納額や不足額の精算をした場合には、年末調整をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）にその内容を記載した上で、徴収税額を納付します。

《キャッシュレス納付について》

源泉所得税の納付手続には、税務署や金融機関の窓口での納付手続のほか、非対面で便利なキャッシュレス納付による納付手続があります。

キャッシュレス納付を利用することで、税務署や金融機関へ出向くことなく、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末などからe-Taxを利用して納付することができます。

なお、源泉所得税についてキャッシュレス納付を利用するためには、事前にe-Taxで徴収高計算書データを作成・送信する必要があります。



○ 過納額（172,174円）が12月中の源泉徴収税額（134,282円）を超えるため、納付する税額がなくなった場合の記載例

12月に還付しきれなかった37,892円（172,174円－134,282円）は、翌年1月に繰り越して精算します。

納付する税額がない場合でも、所得税徴収高計算書は、所轄税務署にe-Taxにより送信・郵便又は信書便により送付・提出してください。

◎ 令和6年分の年末調整における主な改正事項

改正事項の詳細については「源泉所得税の改正のあらまし」をご覧ください。



- 令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除（**定額減税**）が実施されています。
- 令和6年10月1日以後に提出する「**給与所得者の保険料控除申告書**」について、記載すべきとされる保険金の受取人等に係る情報のうち、申告者との続柄の記載を要しないこととされました。

◎ 法定調書に関するお知らせ

次のことを掲載しているページはこちらです。



① 【令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引】

源泉徴収票を含めた6種類の法定調書の作成や提出方法についてまとめた手引を掲載しています。

② 【令和7年中に法定調書を30枚以上提出した場合の留意事項】

令和7年中に提出する法定調書の提出枚数が30枚以上^(※)となった方は、令和9年に提出する法定調書を、e-Tax、クラウド等又は光ディスク等により提出する必要があります。該当する調書は、書面では提出できませんので、e-Tax等による提出のご準備をお願いします。

※ 30枚以上の判断は、調書の種類ごとに行います。

◎ 令和7年1月からの源泉徴収事務について

- 令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する「**給与所得者の扶養控除等申告書**」及び「**従たる給与についての扶養控除等申告書**」は、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容から異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとされました（詳細については、こちらのFAQをご覧ください。）
- **令和7年分の「源泉徴収税額表」の税額については、令和6年分から変更はありません。**



国税庁 法人番号 7000012050002

※ このリーフレットは、令和6年7月1日現在の法令に基づいて作成しています。